

○管理職員等の範囲を定める規則

平成10年4月1日
但馬公平委員会規則第5号

改正 平成11年3月29日 但馬公平委規則第1号	平成20年6月9日 但馬公平委規則第1号
平成11年5月12日 但馬公平委規則第2号	平成21年6月15日 但馬公平委規則第1号
平成11年8月2日 但馬公平委規則第3号	平成21年10月13日 但馬公平委規則第2号
平成12年3月30日 但馬公平委規則第1号	平成21年10月13日 但馬公平委規則第3号
平成12年6月7日 但馬公平委規則第2号	平成22年6月8日 但馬公平委規則第1号
平成12年9月13日 但馬公平委規則第3号	平成23年6月6日 但馬公平委規則第1号
平成13年3月27日 但馬公平委規則第1号	平成24年5月21日 但馬公平委規則第1号
平成13年6月14日 但馬公平委規則第2号	平成25年5月10日 但馬公平委規則第1号
平成13年9月28日 但馬公平委規則第3号	平成26年5月16日 但馬公平委規則第1号
平成14年7月31日 但馬公平委規則第2号	平成26年7月3日 但馬公平委規則第2号
平成14年11月5日 但馬公平委規則第3号	平成27年5月12日 但馬公平委規則第1号
平成15年3月25日 但馬公平委規則第1号	平成28年5月13日 但馬公平委規則第4号
平成15年5月6日 但馬公平委規則第2号	平成29年6月16日 但馬公平委規則第1号
平成15年6月9日 但馬公平委規則第3号	平成30年4月2日 但馬公平委規則第1号
平成15年7月18日 但馬公平委規則第4号	平成30年5月9日 但馬公平委規則第2号
平成15年8月4日 但馬公平委規則第5号	令和元年5月8日 但馬公平委規則第2号
平成16年8月20日 但馬公平委規則第1号	令和2年5月1日 但馬公平委規則第1号
平成16年12月21日 但馬公平委規則第3号	令和2年10月15日 但馬公平委規則第2号
平成17年6月7日 但馬公平委規則第1号	令和3年5月10日 但馬公平委規則第5号
平成17年12月20日 但馬公平委規則第4号	令和4年4月21日 但馬公平委規則第1号
平成18年3月27日 但馬公平委規則第2号	令和5年4月26日 但馬公平委規則第1号
平成18年6月8日 但馬公平委規則第3号	令和6年5月29日 但馬公平委規則第1号
平成19年6月6日 但馬公平委規則第1号	令和7年4月21日 但馬公平委規則第1号
平成19年12月4日 但馬公平委規則第2号	令和8年4月30日 但馬公平委規則第1号

(目的)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第52条第4項の規定に基づき、法第52条第3項ただし書に規定する管理職員等の範囲を定めることを目的とする。

(管理職員等の範囲)

第2条 管理職員等は、別表第1から別表第11までの左欄に掲げる機関及び団体について、それぞれ同表の右欄に掲げる職を有する者とする。

(組織等の変更についての報告)

第3条 任命権者は、別表に掲げる組織に改廃があったとき、又は管理職員等若しくはこれに相当すると認められる職員の職の改廃若しくは新設があったときは、速やかにその旨を但馬公平委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成11年3月29日但馬公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の規定は平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年5月12日但馬公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年8月2日但馬公平委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年7月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月30日但馬公平委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年6月7日但馬公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年9月13日但馬公平委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年3月27日但馬公平委規則第1号)

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年6月14日但馬公平委規則第2号)

この規則は、平成13年4月1日から適用する。

附 則 (平成13年9月28日但馬公平委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。ただし、改正後の管理職員等の範囲を定める規則(平成10年但馬公平委員会規則第5号)別表第22の規定は、平成13年7月1日から適用する。

附 則 (平成14年7月31日但馬公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年11月5日但馬公平委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年3月25日但馬公平委規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年5月6日但馬公平委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年6月9日但馬公平委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年7月18日但馬公平委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成15年4月1日から適用する。

附 則 (平成15年8月4日但馬公平委規則第5号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成15年6月13日から適用する。

附 則 (平成16年8月20日但馬公平委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成16年12月21日但馬公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員の範囲を定める規則の規定は、平成16年10月1日から適用する。

附 則（平成17年6月7日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成17年12月20日但馬公平委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成17年4月1日から適用する。

附 則（平成18年3月27日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成17年10月1日から適用する。

附 則（平成18年6月8日但馬公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則（平成19年6月6日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成19年12月4日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成19年10月1日から適用する。

附 則（平成20年6月9日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年6月15日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成21年10月13日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成21年4月25日から適用する。

附 則（平成21年10月13日但馬公平委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成21年10月1日から適用する。

附 則（平成22年6月8日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成23年6月6日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定は、平成23年4月1日から適用する。

する。

附 則（平成24年5月21日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則の規定のうち別表第3、別表第4及び別表第6は、平成24年4月1日から適用する。ただし、別表第2は、平成24年5月15日から適用する。

附 則（平成25年5月10日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成26年5月16日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成26年7月3日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成27年5月12日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成28年5月13日但馬公平委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年6月16日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年4月2日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（平成30年5月9日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成30年4月1日から適用する。

附 則（令和元年5月8日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、平成31年4月1日から適用する。

附 則（令和2年5月1日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和2年10月15日但馬公平委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和2年4月1日から適用する。

附 則（令和3年5月10日但馬公平委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和3年4月1日から適用する。

附 則（令和4年4月21日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和4年4月1日から適用する。

附 則（令和5年4月26日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和5年4月1日から適用する。

附 則（令和6年5月29日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和6年4月1日から適用する。

附 則（令和7年4月21日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和7年4月1日から適用する。

附 則（令和8年4月30日但馬公平委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の管理職員等の範囲を定める規則は、令和8年4月1日から適用する。

別表第 1

豊岡市

機関	職
議会事務局	事務局長・次長
市長部局	技監・部長・公室長・部参事・部付・公室付・部次長・公室次長・会計室長・部付次長・公室付次長・会計室付・課長（課に相当する室にあつては室長）・参事・課付（課に相当する室にあつては、室付）・市長公室秘書広報課長補佐・市長公室経営企画課長補佐・市長公室DX・行財政改革推進課長補佐・行政管理部財政課長補佐・行政管理部資産活用課長補佐・総務部総務課長補佐・総務部人事課長補佐・市長公室秘書広報課主幹・市長公室経営企画課主幹・市長公室DX・行財政改革推進課主幹・行政管理部財政課主幹・行政管理部資産活用課主幹・総務部総務課主幹・総務部人事課主幹・市長公室秘書広報課秘書係長・市長公室経営企画課経営企画係長・市長公室DX・行財政改革推進課DX・行財政改革推進係長・行政管理部財政課財政係長・行政管理部資産活用課資産活用係長・総務部総務課行政係長・総務部総務課文書法制係長・総務部人事課人事係長
地域振興局	振興局長・振興局付・振興局付次長・課長・課付・参事・地域振興課長補佐
コミュニティセンター	所長
歴史博物館「但馬国府・国分寺館」	館長
福祉事務所	所長
保健センター	所長
診療所	所長
こども支援センター	所長
選挙管理委員会事務局	事務局長
監査委員事務局	事務局長
農業委員会事務局	事務局長
教育委員会事務局	教育長・教育次長・教育次長補佐・課長・参事・教育総務課長補佐・教育総務課教育総務係長
学校給食センター	所長
中学校	校長・教頭
小学校	校長・教頭
幼稚園	園長
認定こども園	園長
保育所	園長
教育研修センター	所長
図書館	館長

別表第2

養父市

機関	職
議会事務局	局長・次長・参事
市長部局	危機管理監・理事・会計管理者・参事・部長・次長・課長・室長・局長・センター長・副課長・経営企画部経営総務課において給与、人事、文書法制業務の主たる責務を担う主幹及び財政業務の主たる責務を担う主幹・経営企画部秘書課において秘書業務の主たる責務を担う主幹・経営企画部経営政策・国家戦略特区課において行政改革の業務の主たる責務を担う主幹
福祉事務所	所長
診療所	所長
選挙管理委員会事務局	書記長・書記次長
監査委員事務局	局長・次長・参事
農業委員会事務局	局長・次長
教育委員会事務局	部長・次長・課長・室長・参事・副課長・指導主事・所長・専門員
公民館	館長
保育所、こども園	所長・園長 ※養父市職員の給与に関する規則別表第1行政職給料表等級別基準職務表5級以上に限る
小学校	校長・教頭
中学校	校長・教頭

別表第3

朝来市

機関	職
議会事務局	事務局長・事務局次長・副局長
市長部局	理事・統括部長・会計管理者・部長・担当部長・支所長・次長・課長・担当課長・所長・課参事・副課長・副所長・指導員・企画総務部秘書広報課秘書係長・企画総務部総合政策課政策係長・企画総務部総務課長補佐（人事給与・行政担当）・企画総務部総務課行政係長・企画総務部総務課職員係長・企画総務部財務課財政係長・企画総務部財務課管財係長・特定任期付職員
こども園	こども園長
選挙管理委員会事務局	事務局長・事務局次長・副局長
監査委員会事務局	事務局長・事務局次長・副局長
固定資産評価審査委員会事務局	書記
農業委員会事務局	事務局長・事務局次長・副局長
教育委員会事務局	教育部長・次長・課長・担当課長・所長・館長・課参事・副課長・副所長・副館長

小学校	校長・教頭
中学校	校長・教頭

別表第4

香美町

機関	職
議会事務局	事務局長・副課長
町長部局	課長・地域局長・会計管理者・参事・副課長・総務課総務係総括係長・総務課総務係長・財政課財政係総括係長・財政課財政係長・財政課行財政改革係総括係長・財政課行財政改革係長
教育委員会事務局	課長・参事・副課長・所長
診療所	所長
保育所	所長
幼稚園	園長
小学校	校長・教頭
中学校	校長・教頭

別表第5

新温泉町

機関	職
議会事務局	局長
町長部局	町参事・園長・会計管理者・課長・室長・所長・課参事・副課長・人事担当係長・行政担当係長・財政担当係長
教育委員会事務局	教育長・教育次長・課長・室長・館長・課参事・副課長
診療所	所長
認定こども園	園長・副園長
小学校	校長・教頭
中学校	校長・教頭
病院	院長・副院長・施設長・部長・副部长・医長・事務長・総看護師長・看護師長・医療技術長

別表第6

公立豊岡病院組合

機関	職
統轄管理事務所	理事・技監・経営管理監・部長・部参事・次長・課長・参事・室長・課長補佐・室長補佐・係長
議会事務局	局長
監査事務局	局長

機関	職
公立豊岡病院	院長・経営管理監・副院長・病院長補佐・診療部長・中央管理部長・医療連携部長・医療情報部長・医療技術部長・教育研修部長・総合診療部長・安全管理部長・センター長・副センター長・診療部及び総合診療部に属する科部長・薬剤部長・管理部長・管理部次長・教育研修部次長・医療情報部次長・管理課長・職員課長・経営企画課長・財務課長・教育研修課長・医療情報管理室長・メディカルアシスタント運営室長・看護部長・副看護部長
公立豊岡病院以外の病院	院長・副院長・診療部長・診療部に属する科部長・センター長・事務長・総看護師長・管理課長

別表第7

公立八鹿病院組合

機関	職
議会事務局	局長
監査委員事務局	局長
公立八鹿病院組合統括事務局	局長・課長・副課長

機関	職
公立八鹿病院	院長・院長補佐・副院長・センター長・部長・科(室)部長・部長補佐・副センター長・副部長・医長・事務長・参事・課長・副課長・室長・副室長・技師長・副技師長・看護師長・総務課において財政業務を担当する係長・人事会計課において給与、人事業務を担当する係長
公立村岡病院	院長・院長補佐・医長・事務長・看護師長
看護専門学校	校長・副校長・課長・教務主任
福祉センター	センター長・副センター長・施設長・副施設長・事務長・副看護部長・看護師長

別表第8

美方郡広域事務組合

機関	職
美方郡広域事務組合事務局	事務局長・課長・副課長・総務課総務係長

別表第9

北但行政事務組合

機関	職
議会事務局	局長
管理者部局	事務局長・課長・課長補佐・環境課環境係長

別表第10

但馬広域行政事務組合

機関	職
但馬広域行政事務組合	事務局長・次長・課長・総務企画課長補佐
但馬公平委員会事務局	書記長

別表第11

南但広域事務組合

機関	職
南但広域事務組合	理事・事務局長・次長・課長・所長・参事・副課長・副所長・総務課において財政業務を担当する主幹・総務課において給与、人事及び文書法制業務を担当する主幹・総務係長